



会 長	副会長	委員会	事務局長	事務局
				

全 会 員



令和5年9月15日

長野県弁護士会 御中
法テラス長野地方事務所 御中
長野県司法書士会 御中

長野地方裁判所民事訟廷管理官 松 本 考 司
長野家庭裁判所訟廷管理官 小 池 徳 明

長野地方裁判所管内（簡易裁判所を含む。）及び長野家庭裁判所管内の取り扱う事件の予納郵便切手の組合せの変更について（通知）

この度、10月1日付け郵便料金改定に伴い、同日以降、標記の裁判所の取り扱う事件の予納郵便切手の組合せ（管内共通）を別添予納郵便切手額一覧表のとおり変更することとしましたので通知します。

つきましては、所属の会員等に周知していただき、同日以降は、これによるよう御協力をお願いいたします。

(2023.10)

予納郵便切手額一覧表
(人事訴訟・その他)

長野家庭裁判所

分類	事件名	収入印紙	予納郵券額 (内訳 ※ 郵券額×枚数で表示)
人事 訴訟 ・ 抗告	訴えの提起		6000円 (500×8、100×10、84×5、50×5、20×10、 10×10、2×10、1×10)
	控訴の申立て		6000円 (500×8、100×10、84×5、50×5、20×10、 10×10、2×10、1×10)
	抗告の申立て		3700円 (500×4、100×8、84×6、20×12、10×12、 2×12、1×12)
雑事 件等	審判前の保全処分	1000円 (申立書1通につき)	3540円 (500×4、100×6、84×10、10×10)
	履行命令	500円	1570円 (500×2、100×1、84×5、10×5)
	執行文付与	300円	返送料等別途
	代理人許可申請	500円	
	参加申立書	500円	

予納郵便切手額一覧表
(後見・財産管理事件)

分類	事件種類	事件名	収入印紙	予納郵便額 (内訳 ※ 郵便額 × 枚数で表示)
審	財産管理	相続財産清算人選任	800円	1274円 (500 × 1、100 × 2、84 × 5、50 × 1、10 × 10、2 × 2)
		相続人捜索の公告	800円	648円 (500 × 1、84 × 1、50 × 1、10 × 1、2 × 2)
		特別縁故者への財産分与	800円	3150円 (500 × 4、100 × 2、84 × 10、10 × 10、2 × 5)
		権限外行為許可	800円	94円 (84 × 1、10 × 1)
		不在者財産管理人選任	800円	1350円 (100 × 2、84 × 10、20 × 10、10 × 10、2 × 5)
		報酬付与	800円	84円 (84 × 1)
		選任処分取消し	500円	84円 (84 × 1)
		後見・保佐・補助開始	800円 + 登記嘱託用2600円 ※保佐・補助開始の代理権・同意権付与1件につき800円追加	4410円 (500 × 5、100 × 7、84 × 10、50 × 3、20 × 5、10 × 10、2 × 10)
		後見人等・後見監督人選任	800円	2118円 ⁴⁾ (500 × 3、100 × 1、84 × 5、50 × 1、10 × 4、2 × 4)
		居住用不動産処分についての許可	800円	94円 (84 × 1、10 × 1)
判	後見等	後見人等の報酬付与	800円	84円 (84 × 1)
		後見人等辞任許可	800円 + 登記嘱託用1400円	2118円 ⁴⁾ (500 × 3、100 × 1、84 × 5、50 × 1、10 × 4、2 × 4)
		任意後見監督人選任	800円 + 登記嘱託用1400円	2880円 (500 × 3、100 × 3、84 × 10、50 × 1、20 × 4、10 × 2 × 5)
		未成年後見人選任	800円	2680円 (500 × 2、100 × 6、84 × 10、50 × 1、20 × 4、10 × 2 × 5)

予納郵便切手額一覧表
(後見・財産管理事件以外の家事事件)

長野家庭裁判所

分類	事件種類	事件名	収入印紙	予納郵券額 (内訳 ※ 郵券額×枚数で表示)
家事審判	氏・名の変更	子の氏の変更許可	800円 (子1人につき)	84円 (84×申立人の数) ※法定代理人が住所を同じくする複数の未成年者につき1通の申立書で申立をする場合は1人分で可
		氏の変更	800円	1570円 (500×2、100×1、84×5、10×5) ※夫婦共同申立の場合は、1194円分を追加
		名の変更	800円	470円 (84×5、10×5)
	扶養	扶養義務者設定	800円	1570円 (500×2、100×1、84×5、10×5)
		※扶養料の請求は、扶養義務の審判確定後に申立をする必要がある。		
	相続	相続放棄申述	800円	262円 (84×3、10×1)
		相続の限定承認	800円	(84×3、10×1)×相続人の人数分
		相続の承認又は放棄の期間伸長	800円	262円 (84×3、10×1)
	遺留分	遺留分放棄	800円	470円 (84×5、10×5)
	遺言書	遺言書の検認	800円 (遺言書1通につき)	84円×相続人の人数分 ※申立人が相続人ではない場合又は受遺者がいる場合は84円追加
		遺言執行者の選任	800円 (遺言書1通につき)	544円 (84×6、10×4)
	特別代理人	特別代理人選任	800円 (子1人につき)	554円 (84×6、10×5) ※子が1人増えるごとに(84×3、10×3)追加
	失踪宣告	失踪宣告	800円	5130円 (500×4、100×2、84×30、50×4、10×18、5×4、2×5)
		失踪宣告の取消	800円	同上
	養子縁組	特別養子適格確認	不要	5800円 (500×8、100×8、84×10、10×10、5×8、2×10)
		特別養子縁組の成立	800円	3548円 (500×4、100×8、84×7、10×10、5×8、2×10)
		養子縁組の許可	800円 (養子1人につき)	940円 (84×10、10×10)
		死後離縁の許可	800円 (離縁を求める養親子関係ごと。亡養親又は養親が2人の場合は1600円)	1570円 (500×2、100×1、84×5、10×5) ※養親から亡養子に対する申立で、養子の代襲相続人がいる場合は、左記に(84×2)×代襲相続人の人数分を追加
	親権	親権喪失宣告	800円 (子1人につき、ただし親権者が2人の場合は1600円)	2410円 (500×2、100×1、84×15、10×5)
		親権停止	同上	同上
戸籍訂正	戸籍訂正許可	800円	2410円 (500×2、100×1、84×15、10×5)	
性別の取扱いの変更		800円	1570円 (500×2、100×1、84×5、10×5)	
保護者	保護者選任	800円	252円 (84×3)※申立人兼候補者が来庁する場合は84円×1	
	保護者選任+保護者の順位変更	1600円	252円 (84×3)※申立人兼候補者が来庁する場合は84円×1	
	※保護者選任の申立ては医療観察法に基づき保護者の選任が必要な場合に限られる。			

予納郵便切手額一覧表
(後見・財産管理事件以外の家事事件)

長野家庭裁判所

分類	事件種類	収入印紙	予納郵券額 (内訳 ※ 郵券額 × 枚数で表示)
家事調停	夫婦関係調整(離婚及び円満)	1200円	610円 (140 × 1, 84 × 5, 10 × 5)
	婚姻費用分担	1200円	610円 (140 × 1, 84 × 5, 10 × 5)
	財産分与	1200円	610円 (140 × 1, 84 × 5, 10 × 5)
	養育費	1200円 (子1人につき)	610円 (140 × 1, 84 × 5, 10 × 5)
	面会交流	1200円 (子1人につき)	610円 (140 × 1, 84 × 5, 10 × 5)
	親権者変更	1200円 (子1人につき)	610円 (調停: 140 × 1, 84 × 5, 10 × 5) 1570円 (審判: 500 × 2, 100 × 1, 84 × 5, 10 × 5) ※相手方のある審判は調停の郵券でよい
	年金分割	1200円 (情報通知書1通につき)	610円 (調停: 140 × 1, 84 × 5, 10 × 5) 2670円 (審判: 500 × 4, 100 × 2, 84 × 5, 10 × 5)
	子の監護者の指定	1200円 (子1人につき)	610円 (140 × 1, 84 × 5, 10 × 5)
	子の引渡し	1200円 (子1人につき)	610円 (140 × 1, 84 × 5, 10 × 5)
	遺産分割	1200円 (被相続人1人につき)	3080円 (84 × 20, 50 × 20, 20 × 10, 10 × 20) + α ((210 + 84 + 10) × 相手方の数)
	親子関係不存在確認	1200円 (確認する身分関係ごとに)	3110円 (500 × 4, 140 × 1, 100 × 2, 84 × 5, 50 × 6, 10 × 5)
	認知	1200円	
	協議離婚無効	1200円	
	嫡出否認	1200円	
	その他調停	1200円	470円 + α (140 × 相手方の数, 84 × 5, 10 × 5)

予納郵便切手額一覧表											
東京高等裁判所民事訴訟事件係											
事件の種類 予納額	控訴		抗告				上告提起 上告受理申立て 特別上告提起		特別抗告提起 抗告許可申立て (相手方なし)	高裁第一審 再審	
	一般 (相手方なし)	家事	民事執行 借地非訟	家事						控訴に同じ	
総額	6,000円	2,600円	4,900円	3,700円		5,800円		2,500円			
内訳	500円 8 100円 10 84円 5 50円 5 20円 10 10円 10 2円 10 1円 10	500円 4 100円 3 84円 2 20円 3 10円 6 2円 4 1円 4	500円 8 100円 4 84円 4 20円 5 10円 5 2円 3 1円 8	500円 4 100円 8 84円 6 20円 12 10円 12 2円 12 1円 12	500円 4 100円 8 84円 6 20円 6 10円 10 2円 16 1円 8	500円 4 210円 10 100円 8 84円 6 20円 10 10円 16 2円 8 1円 20	500円 2 210円 2 100円 4 84円 5 20円 5 10円 15 1円 10				
備考	当事者1名増すごとに1,194円2組追加 ◎附帯控訴について 2,500円 [内訳] 500円 4枚 100円 2枚 84円 2枚 20円 4枚 10円 4枚 1円12枚 当事者1名増すごとに1,250円追加		当事者1名増すごとに上記の「一般」の組合せ(2,600円分)のほかは当事者1名につき1,194円追加 ◎再抗告について 上記の「一般」の組合せ(2,600円分)のほかに当事者1名につき1,194円追加 ◎DV事件については家事抗告の例による				当事者1名増すごとに計2,520円追加 [内訳] 500円 2枚 210円 2枚 100円 7枚 84円 4枚 10円 5枚 1円14枚		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加 特別抗告提起, 抗告許可申立ての両方を申し立てる場合, 特別抗告提起, 抗告許可申立てのそれぞれに必要		

予納郵便切手額一覧表

知的財産高等裁判所

郵便費用の予納を郵便切手で行う場合の、予納金額及び組合せは表のとおりです。

事件の種別	審決取消訴訟 控訴 再審		附帯控訴 (相手方1名)		抗告 (相手方なし)		上告提起 上告受理申立		特別抗告提起 抗告許可申立 (相手方なし)	
総額	6,000円		2,500円		2,600円		5,800円		2,500円	
内訳	500円	8枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	2枚
	100円	10枚	100円	2枚	100円	3枚	210円	10枚	210円	2枚
	84円	5枚	84円	2枚	84円	2枚	100円	8枚	100円	4枚
	50円	5枚	20円	4枚	20円	3枚	84円	6枚	84円	5枚
	20円	10枚	10円	4枚	10円	6枚	20円	10枚	20円	5枚
	10円	10枚	1円	12枚	2円	4枚	10円	16枚	10円	15枚
	2円	10枚			1円	4枚	2円	8枚	1円	10枚
1円	10枚					1円	20枚			
備考	当事者1名増すごとに1,194円2組追加(組合せの指定はありません。)		当事者1名増すごとに1,250円(上記の額の組合せの半分の枚数)を追加		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加		当事者1名増すごとに2,520円追加 〔内訳〕 500円 2枚 210円 2枚 100円 7枚 84円 4枚 10円 5枚 1円 14枚		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加 特別抗告提起、抗告許可申立の両方を申し立てる場合、特別抗告提起、抗告許可申立のそれぞれに必要な	

審決取消訴訟などの事件では、郵便費用の予納を、保管金の納付（金銭の納付）により行うこともできます^{※1※2}。残額が切手ではなく金銭で返還されるなどのメリットがあります。また、電子納付（ペイジー）が利用できるなど、手続も簡便です。是非ご利用ください。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

※1 上告提起・上告受理申立・特別抗告提起及び抗告許可申立ての各事件においては、郵便切手での納付をお願いします。

※2 当事者が1名増すごとの加算額は、事件係にお問い合わせください。